

平成 30 年 5 月 17 日  
大阪府立吹田高等学校

独立行政法人 日本学生支援機構 予約奨学金について（卒業生向け）

本校卒業生（卒業後 2 年以内の人）で来年度進学希望の人であり、日本学生支援機構の予約奨学金を申し込みたい人は、今年度中に申し込み手続きをする必要があります。

【貸与型奨学金】

● 申込資格

< 第一種（無利子） >

以下の①・②いずれかに該当する者

- ① 高等学校での申込時までの全履修科目の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であること
- ② 次の(1)・(2)の両方に該当すること
  - (1) 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税である
  - (2) 次の A) または B) のいずれかに該当する人
    - A) 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学修成績を修める見込みがあること。
    - B) 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学修成績を修める見込みがあること

< 第二種（有利子） >

以下の①～③いずれかに該当する者

- ① 高等学校での申込時までの全履修科目の学習成績が、在籍していた学年の平均水準以上であること
- ② 特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること
- ③ 大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

【給付型奨学金】

● 申込資格

以下の①～③いずれかに該当する者

- ① 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）が住民税非課税であること

- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が 18 歳時点で入所していた（又はしていることが見込まれる）こと）
  - (1) 児童養護施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
  - (2) 児童心理治療施設（同法第 44 条に規定する施設）
  - (3) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
  - (4) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
  - (5) 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

以上を申し込みたい人は、平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時までに進路指導室 長谷川まで連絡をしてください。（TEL：06-6387-6651）

奨学金の給付・貸与額等の詳細については、独立行政法人 日本学生支援機構の HP にてご確認ください。<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/index.html>